［略］

22 2 市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times \underline{0.2} + 1] + E + \{(F \times 44 + 500) / (C \times \underline{1.74})\}$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは０とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.2又は（F×44＋500）／（C×1.74）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

$(A - 1) \times \alpha + 1$

算式の符号

［略］

α　「小学校費」にあつては0.160、「中学校費」にあつては0.160

［２　略］

３　都道府県の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$\underline{0.9948} + \underline{0.0052} \times [0.5 \times \{(A + B) + 1\} + 0.5 \times C]$

（A＋B）＋１が2.000を超えるときは2.000とし、0.000に満たないときは0.000とし、算式の符号Bの算式の符号aが98.0以上のときは、（A＋B）＋１が1.000に満たないときであつても、（A＋B）＋１は1.000とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が1.000を超えるときは1.000とする。）

［略］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$(a - \underline{98.0}) \times 0.5$

［略］

４　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［同上］

19 20 市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数は、次条第一項第四号㈠に掲げる市町村（以下この項において「隔遠地市町村」という。）について次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

$A \times (B / C) \times [\{(D - C) / C\} \times \underline{0.4} + 1] + E + \{(F \times 44 + 500) / (C \times \underline{1.83})\}$

B／Cが7.50を超えるときは7.50とし、D－Cが負数となるときは０とし、（D－C）／C、｛（D－C）／C｝×0.4又は（F×44＋500）／（C×1.83）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

$(A - 1) \times \alpha + 1$

算式の符号

［同左］

α　「小学校費」にあつては0.158、「中学校費」にあつては0.159

［２　同上］

３　都道府県の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$\underline{0.9947} + \underline{0.0053} \times [0.5 \times \{(A + B) + 1\} + 0.5 \times C]$

（A＋B）＋１が2.150を超えるときは2.150とし、0.000に満たないときは0.000とし、算式の符号Bの算式の符号aが97.7以上のときは、（A＋B）＋１が1.000に満たないときであつても、（A＋B）＋１は1.000とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が1.150を超えるときは1.150とする。）

［同左］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$(a - \underline{97.7}) \times 0.5$

［同左］

４　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。